

甲府城の絵図に関する再評価

—『楽只堂年録』第173巻所収「甲府城絵図」を一例として—

此 田 千 紘

- | | |
|--|--|
| 1. はじめに
2. 楽只堂年録と柳沢氏
3. 目的
4. 比較検証方法
4. 1 現地計測
4. 2 絵図記載寸法の点検 | 4. 3 不安要素の排除
5. 検証結果
5. 1 堀の長さにおける一致率
5. 2 堀の長さにおける増減率
5. 3 石垣の高さ
6. おわりに |
|--|--|

1. はじめに

県指定史跡甲府城跡(以下、甲府城跡)は、一条小山と呼ばれる小高い丘陵を利用して築かれた織豊系城郭である。明治時代以降の改変により往時の面影を大幅に失い、現在は内城の約18haのうち6haのみが県指定史跡として当時の景観を保っている。

内城は全て石垣で囲まれ、その多くは織豊系城郭の石垣構築技術の特徴である野面積みであり、発掘調査の出土品と共に甲府城が文禄・慶長期に完成したことを裏付けている。

これら築城期の石垣が良好に残る甲府城跡を、文化財として後世に残し、かつ多くの人が利用する都市公園として整備するため、山梨県では平成2年(1990)から整備事業を実施し、城内の発掘調査や石垣の改修工事等をおこなってきた。平成17年度(2005)からは石垣の維持管理を目的とした石垣補修工事が開始されている。拙稿では、これまでの整備事業に大きく貢献した楽只堂年録の再検証を試みた。

2. 楽只堂年録と柳沢氏

まず、拙稿で扱う楽只堂年録と作成者である柳沢氏について概要に触れておく。

柳沢文庫所蔵『楽只堂年録』は、柳沢吉保の公用日記であり、吉保が宝永6年(1709)6月に家督を息子吉里に譲り、六義園に引退するまでの事績が記されている。家臣荻生徂徠の監修によって編纂され、和文体2本、漢文体1本があるが完本は和文体のみで、全229冊を数える(1)。吉保についての記述はもちろん、柳沢家の動向等多くの貴重な情報が記されており、元禄時代を研究する上で大変重要な史料となっている。

柳沢氏は、現在の山梨県北杜市武川町柳沢出自であり、甲斐源氏の末裔と言われる。慶長5年(1600)

以降、徳川幕府が治めていた甲斐国は、宝永元年(1704)12月甲府藩主徳川綱豊が5代将軍綱吉の後継者として6代将軍家宣となると、かわって綱吉の側用人であった柳沢吉保が甲府藩主となった。

宝永2年(1705)11月18日、吉保は幕府へ石垣の修復を行うために絵図(2)を提出し、同月25日に幕府より許可が下りている。宝永3年(1706)には城内外の大改修を行うと共に城下町を整備し、宝永6年には吉保の子吉里が甲府藩主となった。享保9年(1724)、柳沢氏は大和郡山に転封となり、以後甲府城は幕府直轄の領地として甲府勤番支配が置かれた。

柳沢時代の約18年間、甲斐国は甲府城内外の整備以外に、検地や用水路の築造等多様な施策をおこなった。大名の居城としての整備や領国の基盤が整えられた。

3. 目的

現在確認されている甲府城の絵図は、城郭図だけでも約50点以上あり、中には作成年代や目的が不明なものもある。しかし、視点を変えることによって、歴史史料として有益な情報を提供してくれる絵図もあり、中でも重要な歴史的情報を有する絵図が『楽只堂年録』第173巻、宝永2年9月26日部分に所収されている「甲府城絵図」(以下、絵図)である。

この絵図は、所収や作成年代が明確だけでなく、建物や石垣等土木建造物の位置や形状、名称、規模と多くの情報を我々に提供してくれ、平成2年から実施されている甲府城跡整備事業における復元根拠のひとつとして重要な役割を担ってきた。

絵図は柳沢時代の甲府城を精緻に描いたものであり、平面図としての精度が非常に高く、彩色も美しい。特に、構造物の配置や形状の情報が豊富で、堀の

長さや石垣の高さの数値(寸法)が詳細に記載されている点が最大の特徴である。

図1は稲荷櫓付近の甲府城跡現況測量図と絵図を重ね合わせたものであるが、この図からも絵図の精度が高いことは分かる。

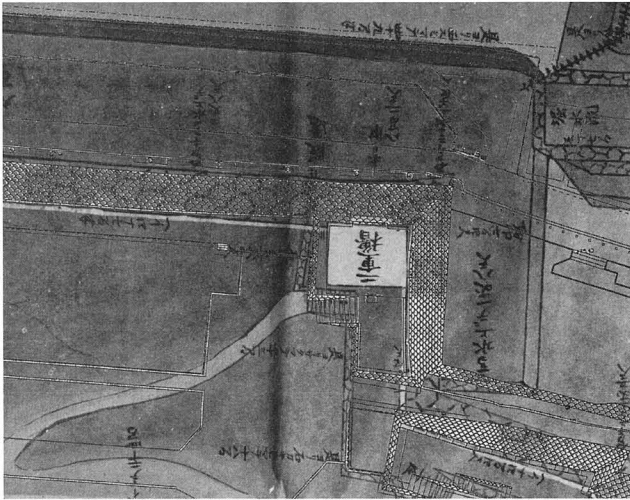


図1 甲府城跡現況測量図と絵図の合成図(柳沢文庫所蔵『樂只堂年録』第173巻所収「甲府城絵図」に加筆)

拙稿では、この巧緻な絵図に記載されている塀の長さと石垣の高さの寸法に焦点を当て、それら寸法がどの程度緻密に記載されているのかを検証し、絵図記載寸法と甲府城跡の現況の数値(以下、現況の数値)を比較することで絵図の精度を改めて証明したい。

4. 比較検証方法

絵図記載寸法と現況の数値の比較検証をするにあたって、城内石垣の現地計測と絵図記載寸法の点検をおこなった。具体的な検証方法は次の通りである。

4. 1 現地計測

現地計測に先行して、甲府城跡の全ての石垣の構築年代を築城期、江戸期、明治期以降の3項目に区分した。本検証では築城期、江戸期(3)に構築された石垣を比較の対象とし、明治期以降に構築されたものは除外した(4)。

次に、現況における石垣の長さや高さの現地計測をおこなった。ここで、留意しておきたいのが、絵図では塀の長さや記載されているが、現在の甲府城跡に当時の塀は残っておらず、その長さを計測するのは不可能であるという点である。従って、本検証では塀ではなく石垣の天端の長さを計測し、その数値を使用することとした。

計測は、築城期、江戸期の石垣を陸上用の競技メジャーを使用し2人以上でおこなった。

石垣の長さについては、天端部の出角(入角)から入

角(出角)または段差部分の変化点にメジャーを直接当て実施した。

石垣の高さについては、出入角部の天端両端及び中央部3地点のノリ面の高さを計測した。この際、根石は埋設されており、その深度は不明であるため、露出部分のみの計測とした。なお、比較検証にあたっては、3地点計測値のうち、絵図の寸法記載位置と計測位置に近いものを使用した。

4. 2 絵図記載寸法の点検

絵図については、まず、記載事項の抽出をおこなった。対象を現在残る甲府城跡の範囲に限定し、塀の長さと石垣の長さのみ抽出した。

次にメートル換算作業をおこなった。メートル換算については、一間を六尺(1.818m)として計算するか、六尺五寸(1.9695m)として計算するかという課題があるが、これまでの甲府城跡の復元事業からみると鉄門(慶長期)は六尺、稲荷櫓(寛文期)は六尺五寸で計算することで、遺構と合致することが分かっている。

つまり、甲府城内においても一間を六尺とするか六尺五寸とするかの基準は時代によって異なっており、本検証を行うにあたっては、一間を六尺と六尺五寸の両者と仮定して進めた。

その後、4. 1で対象とした構築年代が築城期、江戸期の石垣の絵図記載事項のみ抽出し、これを比較検証の対象とした。

4. 3 不安要素の排除

4. 1、2の段階を踏まえ、対象石垣の抽出を行ったが、対象石垣の中には以下のような不安要素を持つ石垣がある。

- (1) 積み直しにより形状が変化したと考えられる石垣
- (2) 石垣の一部や建造物、堀等が撤去または新たに設置されたため、現在は正確な計測をすることが不可能な石垣
- (3) 絵図の記載事項が判読できないものや誤記と考えられるもの
- (4) 絵図において計測地点が不明瞭な石垣

正確な検証をおこなうために、以上の不安要素を持つ石垣を全て除外し、最終的な比較検証の対象石垣を厳選した。

5. 検証結果

表1は一間を六尺として、表2は一間を六尺五寸として計算した時の塀の長さの表であり、対象石垣は25点ある(5)。拙稿では、一致率から絵図全体、増減率から石垣ひとつひとつの比較検証をおこなった。

表1 塀の長さ（一間を六尺とした時）

	地点	絵図記載事項	絵図(m)	現況(m)	一致率(%)	誤差(m)	増減率(%)	10% 以下
		(絵図〔ママ〕)	a	b	c	d	e	
1	T-1	ヘイ八間四尺	15.756	17.68	89.12	1.924	12.211	
2	T-2	ヘイ十間	18.18	21.3	85.35	3.120	17.162	
3	T-3	ヘイ七間四尺五寸	14.0895	16.9	83.37	2.811	19.947	
4	T-4	ヘイ六間四尺	12.12	13.6	89.12	1.480	12.211	
5	H-2	九尺	2.727	3.1	87.97	0.373	13.678	
6	H-60	ヘイ二十三間三尺五寸	42.8745	44.8	95.70	1.926	4.491	○
7	H-61	二間二尺	4.242	4	106.05	-0.242	-5.705	○
8	H-67	ヘイ四間半	8.181	8.7	94.03	0.519	6.344	○
9	O-1	ヘイ十五間半	28.179	28.6	98.53	0.421	1.494	○
10	O-5	ヘイ五間二尺	9.696	8.9	108.94	-0.796	-8.210	○
11	N-26	二間半	4.545	4.9	92.76	0.355	7.811	○
12	N-34	ヘイ九間半	17.271	16.8	102.80	-0.471	-2.727	○
13	N-35	四間五尺	8.787	9.2	95.51	0.413	4.700	○
14	N-36	三間四尺	6.666	7.3	91.32	0.634	9.511	○
15	N-37	ヘイ九間五尺三寸	17.9679	19.4	92.62	1.432	7.970	○
16	N-39(東)	三間半	6.363	6	106.05	-0.363	-5.705	○
17	I-31	九尺	2.727	2.8	97.39	0.073	2.677	○
18	I-32	ヘイ十八間	32.724	34.7	94.31	1.976	6.038	○
19	I-35	ヘイ十九間	34.542	36.8	93.86	2.258	6.537	○
20	S-1	ヘイ八間二尺	15.15	16.5	91.82	1.350	8.911	○
21	S-2	ヘイ二十三間二尺	42.42	46.1	92.02	3.680	8.675	○
22	S-12	ヘイ十二間	21.816	22.8	95.68	0.984	4.510	○
23	I-40	ヘイ二十一間五尺	39.693	41.2	96.34	1.507	3.797	○
24	K-28(櫓以南)	ヘイ十六間半	29.997	33.09	90.65	3.093	10.311	○
25	K-29	ヘイ五間四尺	10.302	10.7	96.28	0.398	3.863	○

表2 塀の長さ（一間を六尺五寸とした時）

	地点	絵図記載事項	絵図(m)	現況(m)	一致率(%)	誤差(m)	増減率(%)	10% 以下
		(絵図〔ママ〕)	a	b	c	d	e	
1	T-1	ヘイ八間四尺	16.968	17.68	95.97	0.712	4.196	○
2	T-2	ヘイ十間	19.695	21.3	92.46	1.605	8.149	○
3	T-3	ヘイ七間四尺五寸	15.15	16.9	89.64	1.750	11.551	
4	T-4	ヘイ六間四尺	13.029	13.6	95.80	0.571	4.383	○
5	H-2	九尺	2.727	3.1	87.97	0.373	13.678	
6	H-60	ヘイ二十三間三尺五寸	46.359	44.8	103.48	-1.559	-3.363	○
7	H-61	二間二尺	4.545	4	113.63	-0.545	-11.991	
8	H-67	ヘイ四間半	8.86275	8.7	101.87	-0.163	-1.836	○
9	O-1	ヘイ十五間半	30.52725	28.6	106.74	-1.927	-6.313	○
10	O-5	ヘイ五間二尺	10.4535	8.9	117.46	-1.554	-14.861	
11	N-26	二間半	4.92375	4.9	100.48	-0.024	-0.482	○
12	N-34	ヘイ九間半	18.71025	16.8	111.37	-1.910	-10.210	○
13	N-35	四間五尺	9.393	9.2	102.10	-0.193	-2.055	○
14	N-36	三間四尺	7.1205	7.3	97.54	0.180	2.521	○
15	N-37	ヘイ九間五尺三寸	19.3314	19.4	99.65	0.069	0.355	○
16	N-39(東)	三間半	6.89325	6	114.89	-0.893	-12.958	
17	I-31	九尺	2.727	2.8	97.39	0.073	2.677	○
18	I-32	ヘイ十八間	35.451	34.7	102.16	-0.751	-2.118	○
19	I-35	ヘイ十九間	37.4205	36.8	101.69	-0.621	-1.658	○
20	S-1	ヘイ八間二尺	16.362	16.5	99.16	0.138	0.843	○
21	S-2	ヘイ二十三間二尺	45.9045	46.1	99.58	0.196	0.426	○
22	S-12	ヘイ十二間	23.634	22.8	103.66	-0.834	-3.529	○
23	I-40	ヘイ二十一間五尺	42.8745	41.2	104.06	-1.674	-3.906	○
24	K-28(櫓以南)	ヘイ十六間半	32.49675	33.09	98.21	0.593	1.826	○
25	K-29	ヘイ五間四尺	11.0595	10.7	103.36	-0.360	-3.251	○

※表1、表2共に番号は図2、図4の図中番号に対応する

なお、拙稿における一致率とは、「絵図記載寸法と現況の数値がどの程度の割合で一致するか」の意であり、絵図記載寸法(表1から3-a)を現況の数値(表1から3-b)で割った商を百分率で表したものである。

また、増減率とは、「現況の数値が絵図記載の寸法からどの程度増減しているのか、その割合」であり、誤差(表1から3-d)を絵図記載寸法(各表-a)で割り、その商を百分率で表したものである。

検証結果は以下の通りである。

5. 1 塀の長さにおける一致率

表1-c、表2-cは共に各表aと各表bの一致率を表したものである。

一致率100%の時、a b両者の数値は完全に一致するため、本来ならば、一致率の許容範囲は100%に近い数値を設定すべきであるが、絵図全体に共通して次のような課題がある。

- (1) 絵図記載の寸法が、実際に計測した数値なのか、計算による数値なのか等、計測方法が不明な点
- (2) メートル換算するにあたって、絵図作成時の一間が六尺か六尺五寸、あるいはそれ以外であるか不明である点
- (3) 絵図に記載されている塀の長さが、塀のどの部分を基点、基準とし計測しているのか不明である点
- (4) 先述した、塀の長さとは石垣の天端部の長さの問題(石垣の輪取りも問題のひとつとなる)
- (5) 絵図における石垣の高さの計測が、ノリ高であるか直高であるか不明な点
- (6) 絵図作成時と現在の地盤の変化
- (7) 土手等歴史的土木構造物の有無

以上の課題を考慮し、一致率は90%以上110%以下(±10%)で考えるのが妥当であると判断した。

表1-cから、多くの石垣が許容範囲内の一致率であることは明らかである。一致率の全体平均は約94.7%と高く、5.1(1)から5.1(4)の課題を考慮すると、絵図記載寸法と現況図の数値はほぼ一致する。

また、一致率80%台の石垣が天守台に集中しているが、これについては後述する。

一方、表2における一致率の全体平均は約101.6%であり、表1よりも高い結果が得られた。全体の一致率は表1よりも100%に近く、特にN-26(表2-11)においては、ほぼ100%の数値を出している。

表2-11は築城期から全体がほぼ未改修の状態に残存している貴重な石垣であり、絵図に塀の描写がないことから、計測位置も現在と同じであると考えられる。

よって、表2の一致率の平均が100%に極めて近

く、中でもN-26がほぼ100%の一致率であることは、絵図における一間が六尺五寸であった可能性を示唆している。

しかし、表1、表2のどちらにおいても、全体の一致率から見た時、絵図記載寸法と現況の数値は非常に高い割合で一致しており、絵図記載事項の精度は十分に高いと言える。

5. 2 塀の長さにおける増減率

表1-e、表2-eは共に増減率であり、各表bが各表aからどのくらい増減しているのかを表している。増減率は一致率とは反対に0%の時にa b両者の数値は一致すると言えるが、先述した5.1(1)から5.1(7)の課題を考慮し、増減率±10%以下のものを許容範囲として設定した。表では増減率が±10%以下のものを○で表している。

表1-eからは以下のことが言える。

- (1) 対象石垣25のうち20の石垣(全体の80%)が許容範囲内の増減率である
- (2) 誤差1 m内外のものが目立つが、5.1(1)から5.1(4)を考慮すると、これらは誤差の範囲と理解する
- (3) 増減率が大きい石垣が天守台に集中している

(1)、(2)から、絵図記載事項は5.1(1)から5.1(4)を考慮した時、現況の数値と概ね一致することは明らかである。特に、先述したN-26は、築城期と現況を比較しても両端約15cmの誤差しかない。これは課題や不安要素を考慮する必要なく、絵図記載事項が正確なものであると言える。

また、誤差が2m以上ある石垣は、天守台を除くとI-35(表1-19)、S-2(表1-21)、K-28(数寄屋櫓以南)(表1-24)であり、これら3点は甲府城跡東側に位置している。3点の増減率は共に10%以下であるが、誤差が大きいことと東側石垣に集中していることについての因果関係は不明である。

一致率においても取り上げた(3)については、絵図の塀の描写が石垣天端部よりも内側に表記されている点が要因のひとつであると考えられるが、こちらについても詳細は不明である。

表2における増減率も、10%以下の石垣は全体の80%であり、表1と同等の結果であった。よって、一間を六尺、六尺五寸のどちらで計算しても、絵図記載寸法と現況の数値はほぼ一致すると言える。

しかし、表1よりも全体の誤差は小さく、全て1 m内外であることや石垣ひとつひとつの増減率が小さいこと等から、一間は六尺五寸であったと考えるのが妥当である。

表3 石垣の高さ（一間を六尺とした時）

地点	絵図記載事項 (絵図「ママ」)	絵図(m) a	現況(m) b	一致率(%) c	誤差(m) d	増減率(%) e	10% 以下
T-3 (左)	石垣高四丈六尺	13.938	16.85	82.72	2.912	20.89	
T-4(中央)	石カキ二丈三尺五寸	7.1205	7.82	91.05	0.6995	9.824	○
H-60(右)	石カキ高三丈一尺	9.393	10.1	93.00	0.707	7.527	○
H-70(右)	石カケ高一丈一尺	3.333	10.5	31.74	7.167	215.032	
N-34(右)	石カキ高一丈一尺	3.333	3.4	98.03	0.067	2.010	○
N-35(中央)	石カキ高一丈五尺	4.545	4.3	105.70	-0.245	-5.391	○
N-37(右)	石カキ高二丈六尺七寸	8.0901	9.5	85.16	1.4099	17.427	

5. 3 石垣の高さ

表3は一間を六尺として計算した時の石垣の高さの表であり、堀の長さと同様一致率、増減率を算出した。しかし、石垣の高さについては、先述した5.1(1)、5.1(2)、5.1(5)から5.1(7)の要因が比較検証に大きく影響するため、正確な比較は困難である。これに関しては詳細な検証が必要であるため、拙稿では参考として提示するにとどまりたい。

6. おわりに

以上の結果から、本検証における見解は次のようになる。

- (1) 一間を六尺、六尺五寸のどちらで計算した場合も、全体の80%が増減率±10%以下の石垣であり、現況の甲府城跡は絵図作成時と大きな変化はない。
- (2) 一間を六尺、六尺五寸のどちらで計算した場合も、誤差は1m内外のものが多く、一致率も高いことから、絵図の寸法は現況の数値とほぼ一致し、絵図記載事項は正確なものである。
- (3) 絵図における一間は六尺五寸であった可能性が高いと推測される。
- (4) 絵図における一間については上記(3)が言えるが、一間を六尺五寸とした時、現況の長さの方が短い傾向にある点や、表1では増減率が10%以下であったが、表2ではそれを上回る数値が出た点等から、中には一間を六尺またはそれ以外で構築されていた堀もあったということが伺える。

本検証においては、絵図記載寸法≒現況甲府城跡の数値であり、絵図の精度は極めて高いとの結論に至った。また、絵図の精度が高い故に、築城期の甲府城の正確な情報を、私たちに提供してくれているということも改めて明確となった。

今後、絵図作成時に堀や石垣のどの部分を計測したのか、また絵図記載寸法の計測方法が実測であるのか計算であるのか等の不明な点が明らかになることで、より良好な検証結果が得られるのではないかと思う。

これについては今後の調査に期待したい。

甲府城跡は、往時の景観を保っているというだけでなく、絵図作成時の石垣の姿を良好に残している貴重な文化財である。今日まで何百年と残存してきた石垣を後世に残していくためにも、今後より一層の保存活用を願う次第である。

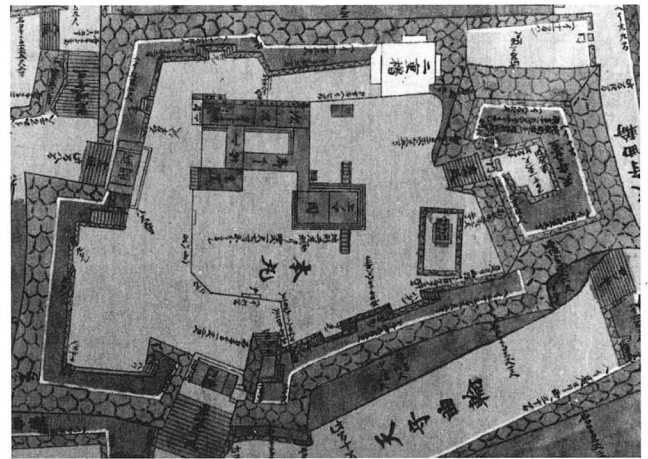
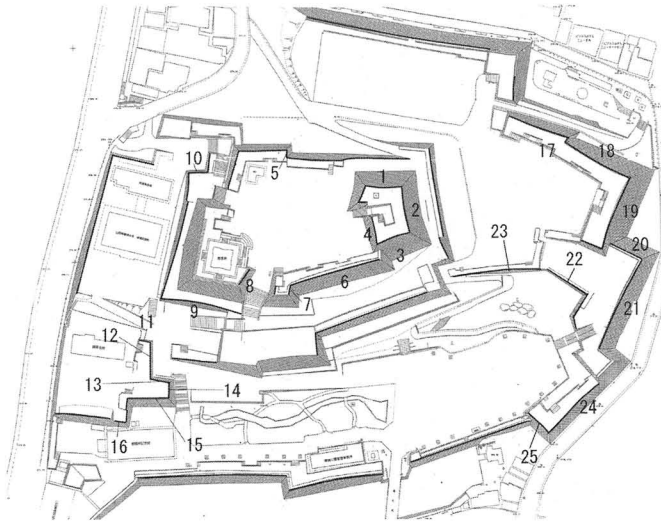
末筆ではあるが、拙稿執筆に指導助言くださった宮里学氏をはじめ、ご協力くださった方々に感謝したい。

参考文献

- 『柳沢文庫収蔵品図録』財団法人郡山城史跡 柳沢文庫保存会 (2010)
『柳沢吉保と甲府城』山梨県立博物館 (2011)
『県指定史跡甲府城跡 平成16年度石垣改修工事調査報告書』山梨県埋蔵文化財センター (2005)
『舞鶴城公園調査報告書』山梨県甲府土木事務所 (1997)

註

- (1) なお、吉里の事績を記した一代記は、『福寿堂年録』であり、全441冊(第31冊欠)を数える。
- (2) この時提出された絵図は柳沢文庫所蔵『楽只堂年録』第175巻所収「甲斐国府中城曲輪絵図」である。
- (3) この時、一部でも築城期・江戸期の石垣が残存していればそれぞれ築城期・江戸期に含む。また、江戸時代の石垣については、改修履歴が明確でないが、石垣の形状等極端に大きな改変がなされていないことを前提とし、対象データに取り入れた。
- (4) 明治期以降については、絵図作成後に構築されたものであるため除外した。
- (5) この時『県指定史跡甲府城跡 平成16年度石垣改修工事調査報告書』の現状石垣位置図に記載された石垣番号を各石垣の地点名とした。ただし、一つの石垣番号に対して絵図記載が複数該当する場合には東西南北で表した。例：T-1(東)、T-1(西)



左上：図2 甲府城現況測量図
※図中番号は表1、表2の番号に対応

右上：図3 柳沢文庫所蔵『楽只堂年録』第173巻所収「甲府城絵図」本丸拡大図

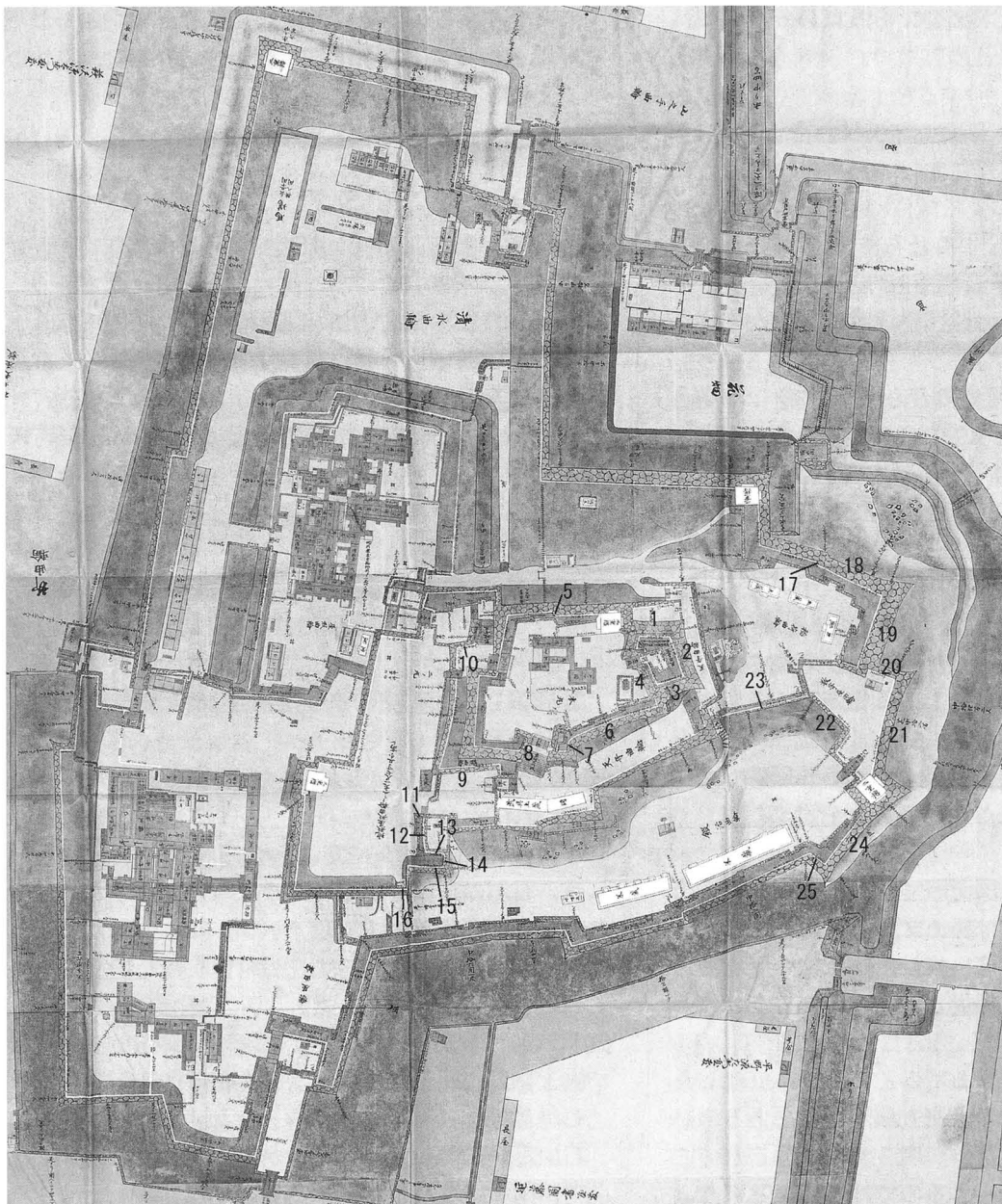


図4
柳沢文庫所蔵『楽只堂年録』第173巻所収「甲府城絵図」（一部加筆）
※図中番号は表1、表2の番号に対応